

令和2年度消防設備士講習会で担当講師が講演した重要ポイント

警報設備（第4類）

4 消防機関へ通報する火災報知設備について

- (1) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に予備電源から常用電源に切り替えられること。
- (2) 電源の開閉器及び配線の接続部（火災通報装置との接続部は除く。）には、火災通報装置用のものである旨を表示すること。
- (3) アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有する IP 電話回線のうち、消防機関において通報者の位置情報を取得できる回線を使用すること。

5 自動火災報知設備について

- (1) 受信機は、防災センター等（中央管理室、守衛室等常時人がいる場所）に設けること。
- (2) アナログ式感知器から受信機までの配線は、耐熱配線とすること。
- (3) 炎感知器は、炎から放射される紫外線又は赤外線が一定の量以上になったときに火災信号を発信するもので、一局所の紫外線又は赤外線による受光量の変化により作動する。

6 ガス漏れ火災警報設備の検知器（空気に対する比重が1を超えるガスの場合）について

- (1) 燃焼器又は貫通部から水平距離で4メートル以内に設けること。
- (2) 検知器の上端は、床面の上方0.3メートル以内のなるべく低い位置に設けること。
- (3) 温泉採取設備に設ける場合はその周囲の長さ10メートルにつき1個以上の検知器を設けること。

令和2年度消防設備士講習会で担当講師が講演した重要ポイント

警報設備（第7類）

4 漏電火災警報器を設置できない場所について

- (1) 可燃性蒸気・可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所。
- (2) 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所や高温で温度変化が大きい場所。
- (3) 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所。

5 漏電火災警報器について

- (1) 受信機は、変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- (2) 集合型受信機は、2以上の警戒電路で漏えい電流が発生した場合、当該電路を明確に表示する装置が設けられていることが必要とされている。
- (3) 音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。